

学校いじめ防止基本方針

岩手県立久慈東高等学校

I. いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであると認識するとともに、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨としたサポート体制の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える生徒一人ひとりに応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

3. いじめの基本的認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II. いじめの未然防止のための取り組み

1. 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安全・安心な学校生活を保障する。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる教育活動を推進する。
- (3) 教師はわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着、学習に対する達成感・成就感を持たせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深める啓発処置として、道徳、学級活動等充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止活動に対する支援を行う。

2. 児童生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他者も共にかけがえのない命を与えられ、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったら良いかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3. いじめ防止のための組織

本校は、いじめの防止策を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策協議会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務課主任、生徒指導課主任、学年主任、教育相談課主任、養護教諭
スクールカウンセラー（S C）、等

※S C等の外部専門家の協力については、可能な範囲で構わない

(2) 取り組み内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、指導計画の作成（道徳教育の計画を位置づけ）
- ②いじめにかかわる研究会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取り組み
- ④いじめアンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

定期開催とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4. 児童生徒の主体的な取り組み

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅」や「STOPいじめ作戦」等の取り組み
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取り組み
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベント参加

5. 家庭・地域との連携等

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

[いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容]

6. 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を指導計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会
- (2) いじめの問題への取り組みについて自己診断

Ⅲ. 早期発見の在り方

1. いじめの早期発見

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努力する。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 アンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒から情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年4回実施
- (2) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 随時

3. 相談窓口などの組織体制

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校では、いじめの相談窓口を下記のとおりとする。

◆通常のいじめ相談 [生徒および保護者]・・・全教職員が対応
◆スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・教育相談課・養護教諭
◆地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長
◆インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または久慈警察署（所轄警察署）
※市町村設置の相談窓口・・・・・・・・・・久慈市少年センター 0194-52-2111
※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・019-623-7830（24時間対応）

4. 地域や家庭との連携について等

P T A 総会や三者面談等において学校での取り組みを説明し、保護者や地域の方々と共に理解と協力を求め、いじめ防止に努める。また、学校通信やホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取り組みを理解していただく。

Ⅳ. いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

1. 素早い事実確認・報告・相談

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2. 被害者を守る姿勢・加害者への指導

- (1) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (2) いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

3. 発見・通報を受けての組織的な対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報をうけたりしたときは、速やかに「いじめ問題対策協議会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題解決にあたる。
- (3) いじめの事実について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すため、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

4. 被害・加害児童生徒の保護者に対する対応

- (1) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。
- (2) いじめた生徒の家庭と連絡をとり、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導にいかす。

5. 集団へのはたらきかけ

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

6. 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩手県教育委員会および所轄警察署と連携して対処する。

7. ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ問題対策協議会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、岩手県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V. 重大事態への対処

1. 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施

- (1) いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより学校に在籍する生徒等が相当の期間が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2. 重大事態の調査・報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（岩手県教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとのとして対処する。

3. 関係機関（岩手県教育委員会、警察等）との連携等

設置者（岩手県教育委員会）の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI. 学校評価

1. いじめ問題への対応と評価の基本的な考え

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ◆いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- ◆いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

2. 地域や家庭との連携

地域住民やPTA役員、保護者からの意見・要望は、いじめ問題を未然に防ぐために役立てる。